



# 島根県報

平成23年2月25日（金）

第2,268号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 4

補助金等交付規則第3条の規定により平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示 (青 少 年 家 庭 課) 4

換地処分（3件） (農 村 整 備 課) 5

土地改良区の解散の認可 ( " ) 6

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 6

保安林予定森林 ( " ) 6

保安林の指定 ( " ) 7

漁船損害補償加入区の一部改正 (水 産 課) 7

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 8

都市計画事業変更の認可 ( " ) 9

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 9

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 ( " ) 9

### 【公安告示】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 10

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

平成23年3月1日から施行することとした。ただし、放射エミッション、伝導エミッション、妨害電力クランプ、放射イミュニティ測定システム、伝導イミュニティ測定システム及び電波暗室に係る部分は、平成23年3月22日から施行することとした。

**規 則**

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

万能引張圧縮試験機	1時間につき	1,330円
高周波ホットプレス	1時間につき	1,060円

を

「

万能引張圧縮試験機	1時間につき	1,330円
-----------	--------	--------

」に、

「

デジタル万能測定顕微鏡	1時間につき	400円
FFTアナライザ	1時間につき	140円

」を

「

デジタル万能測定顕微鏡	1時間につき	400円
-------------	--------	------

」に、

「

3次元CAM (FF/cam) システム	1時間につき	440円
3次元CAD (SolidWorks) システム	1時間につき	60円
平面研削盤	1時間につき	500円

」を

「

3次元CAM (FF/cam) システム	1時間につき	440円
3次元CAD (SolidWorks) システム	1時間につき	60円
平面研削盤	1時間につき	500円

」

スペクトラムアナライザ (EMC)	1時間につき	60円
差動信号発生装置	1時間につき	70円
高速オシロスコープ	1時間につき	80円
通信機器性能計測用波形発生器	1時間につき	90円
信号データ解析システム	1時間につき	50円
高調波測定・電圧ディップ/電圧変動試験装置	1時間につき	120円
LCRメータ	1時間につき	50円
周波数特性分析器	1時間につき	50円
電子負荷装置	1時間につき	50円
光デバイス評価装置	1時間につき	50円
電磁界設計・シミュレーション	1時間につき	50円
回路設計・回路基板作成システム	1時間につき	50円
多層プリント基板作成装置	1時間につき	50円
放射エミッション	1時間につき	570円
伝導エミッション	1時間につき	570円
妨害電力クランプ	1時間につき	570円
放射イミュニティ測定システム	1時間につき	610円
伝導イミュニティ測定システム	1時間につき	600円
ネットワークアナライザ	1時間につき	50円
電波暗室	1時間につき	2,990円

に改める。

別表第1の2の表中

切断機	1時間につき	50円
ジョウクラッシャー	1時間につき	50円

を

切断機	1時間につき	50円
-----	--------	-----

に、

ビスコテスター	1時間につき	50円
ロータップふるい試験器	1時間につき	280円

を

ビスコテスター	1時間につき	50円
---------	--------	-----

に、

全自動蛍光X線分析装置	1時間につき	2,740円
-------------	--------	--------

を

全自動蛍光X線分析装置	1時間につき	2,740円
ジョウクラッシャー	1時間につき	230円

に改める。

ふるい

1時間につき

70円

別表第2の8の項に次のように加える。

(3) 電子測定	1 USB3.0の送信コンプライアンス試験	1件1時間までごとに	1,950円
	2 S-A T A ( G E N 1 , 2 , 3 ) の T S G 及びO O Bに関するコンプライアンス試験	1件1時間までごとに	1,950円
	3 D i s p l a y P o r tの送信コンプラ イアンス試験	1件1時間までごとに	1,950円
	4 E t h e r n e t ( 1 0 / 1 0 0 / 1 0 0 0 B a s e - T ) コンプライアンス試験	1件1時間までごとに	1,870円
	5 Sパラメータ測定	1件1時間までごとに	1,880円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表の改正規定（放射エミッション、伝導エミッション、妨害電力クランプ、放射イミュニティ測定システム、伝導イミュニティ測定システム及び電波暗室に係る部分に限る。）は、平成23年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

## 告 示

## 島根県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 歩夢	福祉用具貸与	株式会社 歩夢	簸川郡斐川町大字直江町	平成23年3月1日
	介護予防福祉用具貸与	ケアショップ ももたろう	4641-2	
株式会社 歩夢	特定福祉用具販売	株式会社 歩夢	簸川郡斐川町大字直江町	平成23年3月1日
	特定介護予防福祉用具販売	ケアショップ ももたろう	4641-2	

## 島根県告示第121号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を

定める告示（平成22年島根県告示第430号）は、廃止する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、児童福祉施設等が実施する子ども手当相当額の特別の支援に要する経費を補助し、もって児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲等

(1) 補助事業者の範囲

小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項及び第7項に規定する指定医療機関（以下「施設等」という。）

(2) 事業の対象となる児童

児童福祉法に定める措置等（障害児施設給付の決定を含む。）により施設等に委託され又は入所する児童で、かつ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童（以下「対象児童」という。）

(3) 補助対象経費

対象児童に係る物品等の購入に要する経費、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費及び対象児童の貯蓄に要する経費

(4) 交付額

平成22年4月から平成23年3月までの間において、対象児童となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に13,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額

---

島根県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月10日付けで県営土地改良事業に係る加茂西地区山部工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

島根県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月14日付けで県営土地改良事業に係る大原地区宮内谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

島根県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月14日付けで県営土地改良事業に係る大原地区東上工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 島根県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、大邑地区開発土地改良区の解散を平成23年2月9日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 島根県告示第126号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年10月16日農林水産省告示第2071号（1、2及び4に係るものに限る。）、平成6年11月15日農林水産省告示第1572号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第127号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町一窪田71-1、72-3、字和段田3215-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市田頼町字津田平1383

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第129号

漁船損害補償加入区（昭和35年島根県告示第956号）の一部を次のように改正し、平成23年 2月25日から施行する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「宍道湖」 松江市北田町、南田町、殿町、北堀町、母衣町、米子町、石橋町、黒田町、国屋町、比津町、春日町、東奥谷町、砂子町、堂形町、西茶町、苧町、片原町、内中原町、末次町、中原町、外中原町、東茶町、末次本町、東本町、灘町、寺町、朝日町、白瀨本町、八軒屋町、和田見町、大正町、魚町、天神町、御手船場町、本郷町、新雑賀町、津田町、雑賀町、堅町、横浜町、幸町、栄町、西川津町、東川津町、東朝日町、西津田町、朝酌町、西尾町、法吉町、矢田町、竹矢町、乃白町、乃木、福富町、上乃木町、浜乃木町、東忌部町、西忌部町、浜佐田町、薦津町、下佐陀町、西長江町、東長江町、古曾志町、古志町、西浜佐陀町

八束郡玉湯村、大字布志名、大字湯町、大字林村

八束郡宍道町、大字東来待、大字西来待、大字宍道町、大字



いて準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
出雲市大社町杵築東、杵築南及び修理免
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

#### 島根県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 施行者の名称  
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成19年島根県告示第119号出雲都市計画道路事業3・4・30号二京町三京町線
- 3 事業施行期間  
平成19年2月9日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

#### 島根県告示第132号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

表隠岐郡隠岐の島町の項中「0.95」を「0.96」に改める。

#### 島根県告示第133号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

「  
表大田市の項中 

沢田団地	1,470円
------	--------

 を

諸友団地	1,575円
------	--------

」

「

沢田団地	1,365円
諸友団地	1,470円

に改め、表江津市の項中

」

「

江津中央団地	1,365円
--------	--------

を

」

「

江津中央団地	1,575円
--------	--------

に改める。

」

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2 月 25 日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

### 島根県公安委員会規則第 1 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第24条の 2 第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 前 2 項の申請又は申出を行う者が免許用写真を持参し、当該免許用写真による免許証の作成を希望する場合

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2 月 25 日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

### 島根県公安委員会規則第 2 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(8) サイバー犯罪対策室に関すること。

第17条の次に次の 1 条を加える。

（サイバー犯罪対策室）

**第17条の 2** 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、サイバー犯罪対策に関すること。

第21条第6号を次のように改める。

(6) 犯罪のグローバル化対策室に関すること。

第21条第7号から第9号までを削る。

第24条の次に次の1条を加える。

(犯罪のグローバル化対策室)

**第24条の2** 組織犯罪対策課に、犯罪のグローバル化対策室を附置する。

2 犯罪のグローバル化対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際犯罪に関する指導及び調整に関すること。
- (2) 国際犯罪に関する関係機関との連携及び国際共助に関すること。
- (3) 国際犯罪に関する情報収集及び分析に関すること。
- (4) 通訳官等の運用に関すること。
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に命ずる事項に関すること。

第51条を次のように改める。

(サイバー犯罪対策室長)

**第51条** サイバー犯罪対策室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、サイバー犯罪対策室の事務をつかさどる。

第53条の次に次の1条を加える。

(犯罪のグローバル化対策室長)

**第53条の2** 犯罪のグローバル化対策室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、犯罪のグローバル化対策室の事務をつかさどる。

#### 附 則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。